

(19) 日本国特許庁 (JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2006-352719
(P2006-352719A)

(43) 公開日 平成18年12月28日(2006.12.28)

(51) Int.Cl.	F 1			テーマコード (参考)
H04L 12/40 (2006.01)	HO4 L	12/40	M	5B089
H04L 12/66 (2006.01)	HO4 L	12/66	B	5K030
H04L 12/46 (2006.01)	HO4 L	12/46	M	5K032
G06F 13/00 (2006.01)	GO6 F	13/00	351N	5K033

審査請求 未請求 請求項の数 13 O L (全 14 頁)

(21) 出願番号 特願2005-178697 (P2005-178697)
(22) 出願日 平成17年6月20日 (2005. 6. 20)

(特許庁注:以下のものは登録商標)

1. イーサネット

(71) 出願人 000005108
株式会社日立製作所
東京都千代田区丸の内一丁目6番6号

(71) 出願人 000153443
株式会社日立情報制御ソリューションズ
茨城県日立市大みか町5丁目2番1号

(74) 代理人 100100310
弁理士 井上 学

(72) 発明者 吉川 秀之
茨城県日立市大みか町五丁目2番1号
株式会社日立製作所
情報制御システム事業部内

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 ネットワーク監視装置、ネットワーク監視方法、ネットワークシステム及びネットワーク監視方法及びネットワーク通信方法

(57) 【要約】

【課題】

従来、検疫ネットワークを実現するためには、これに応じた機能を有する専用のスイッチングハブなどのハードウェアを導入するか、あるいは、ネットワーク全体をDHCP環境とし、専用のDHCPサーバを導入するか、あるいは、LANへの接続が予想される装置すべてに専用のパーソナル・ファイアウォール・プログラムをインストールする必要があった。

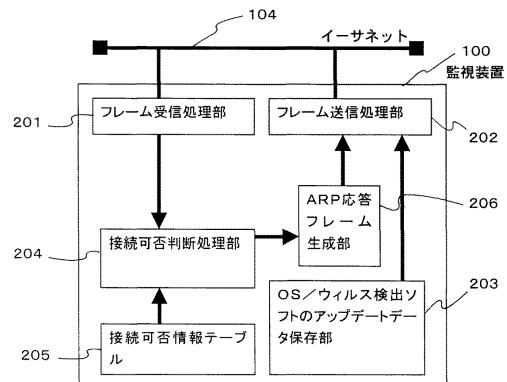
【解決手段】

本発明では、イーサネットのブロードキャストドメインに監視装置を置き、この監視装置が、検疫対象装置からのA R P要求を監視し、それに応じてA R P応答を返信することで特定の装置との通信のみ許可した検疫ネットワークを実現する。

【效果】

監視装置をイーサネットの各プロードキャストドメインに接続する監視装置で実現することができる。

2



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

フレームを受信する受信処理部と、フレームを送信する送信処理部と、検疫対象のノードから送信されたフレームを受信した場合、検疫対象のノードに対する検疫に関する情報の通信を妨げないよう、他のノードについてのネットワークアドレスと前記ネットワークより高い層における相応するアドレスの組合せが含まれないようにフレームを送信する処理部を有することを特徴とするネットワーク監視装置。

【請求項 2】

請求項 1において、検疫対象ノードのアドレスを記憶する可否情報テーブルを有し、前記フレームのアドレスを前記可否情報テーブルの記憶内容と比較することで検疫対象となるノードを特定することを特徴とするネットワーク監視装置。 10

【請求項 3】

請求項 1において、前記検疫情報は検疫サーバに格納されることを特徴とするネットワーク監視装置。

【請求項 4】

請求項 3において、前記検疫サーバのネットワークアドレスと前記ネットワークより高い層における相応するアドレスの組合せを含むフレームを送信することを特徴とするネットワーク監視装置。

【請求項 5】

請求項 4において、ネットワークアドレスと前記ネットワークより高い層における相応するアドレスの組合せを含む情報を要求するフレームが受信された場合に、前記フレームの送信処理がなされることを特徴とするネットワーク監視装置。 20

【請求項 6】

請求項 5において、自装置のネットワークアドレスと前記ネットワークより高い層における前記検疫対象のノードに相応するアドレスの組合せを含む情報を送信することを特徴とするネットワーク監視装置。

【請求項 7】

請求項 5において、自装置のネットワークアドレスと前記ネットワークより高い層における通信相手ノードに相応するアドレスの組合せを含む情報を送信することを特徴とするネットワーク監視装置。 30

【請求項 8】

請求項 3において、前記検疫サーバは他のネットワークに設置され、前記検疫サーバと、IP パケットのフィルタリング機能を持つルータを介して接続されることを特徴とするネットワーク監視装置。

【請求項 9】

請求項 1において、OS 或いはウィルス検出ソフトのアップデートデータを保存する保存部から、前記検疫対象のノードに前記アップデートデータが送信されようになすことを特徴とするネットワーク監視装置。

【請求項 10】

フレームを受信する受信処理部と、フレームを送信する送信処理部と、検疫対象のノードから送信されたフレームを受信した場合、検疫対象のノードが特定したノードにおけるネットワークアドレス或いは前記ネットワークより高い層におけるアドレスの少なくとも一方を該ノードに相応しないアドレスとしてフレームを送信する処理部を有することを特徴とするネットワーク監視装置。 40

【請求項 11】

検疫対象のノードからフレームが送信されると、監視ノードから、前記検疫対象のノードと検疫に関する情報を格納するノードとの通信を妨げないよう、他のノードについてのネットワークアドレスと前記ネットワークより高い層における相応するアドレスの組合せが含まれないようにフレームを送信するネットワークシステム。

【請求項 12】

10

20

30

40

50

フレームを受信部で受信し、該受信が、検疫対象のノードから送信されたフレームである場合、検疫対象のノードに対する検疫に関する情報の通信を妨げないように、他のノードについてのネットワークアドレスと前記ネットワークより高い層における相応するアドレスの組合せが含まれないよう演算処理し、送信部からフレームを送信するネットワーク監視方法。

【請求項 1 3】

検疫対象のノードからフレームが送信されると、監視ノードから、前記検疫対象のノードと検疫に関する情報を格納するノードとの通信を妨げないように、他のノードについてのネットワークアドレスと前記ネットワークより高い層における相応するアドレスの組合せが含まれないようにフレームを送信するネットワーク通信方法。

10

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0 0 0 1】

本発明は、ネットワーク監視装置、ネットワーク監視方法、ネットワークシステム及びネットワーク監視方法及びネットワーク通信方法に関する。

【背景技術】

【0 0 0 2】

社内 LAN など保護されたネットワークを保護するため、ネットワークへの接続を制限する、いわゆる、ネットワーク監視装置が知られている。このような技術は、例えば、特開 2003-303118 号公報に記載されている。

20

【0 0 0 3】

【特許文献 1】特開 2003-303118 号公報

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0 0 0 4】

このような検疫ネットワークで、特に、外部から持ち込まれたコンピュータなどを、保護されたネットワークへの接続を許可する前に、当該コンピュータのオペレーティングシステムやウィルス検出ソフトがアップデートされているか確認し、アップデートされていない場合、当該コンピュータのオペレーティングシステムやウィルス検出ソフトのバージョンアップソフトを供給する必要がある。

30

【0 0 0 5】

そのためには、認証スイッチを利用することが考えられる。すなわち、外部から持ち込まれたコンピュータを社内 LAN などの保護されたネットワークに接続する際、検疫ネットワーク機能をサポートしたスイッチングハブがそのコンピュータが接続されたポートを、保護されたネットワークとは仮想的に切り離されたヴァーチャル LAN (VLAN) により構成された検疫ネットワークに接続した。そして、検疫ネットワーク上でオペレーティングシステム (OS) やウィルス検出ソフトのアップデートが完了すると、スイッチングハブが当該コンピュータが接続されたポートを保護されたネットワーク側に所属するよう VLAN の設定を変更する。

40

【0 0 0 6】

しかしながら、保護されたネットワークにおいて、端末が接続するスイッチングハブから、検疫サーバが接続するスイッチングハブまで、その経路上のすべてのスイッチングハブが検疫ネットワーク機能をサポートすることが必要である。

【0 0 0 7】

また、認証 DHCP 方式を利用することが考えられる。すなわち、外部から持ち込まれたコンピュータが DHCP を用いて IP アドレスを取得する際、DHCP サーバが検疫ネットワーク用の IP アドレスとデフォルトゲートウェイ IP アドレスを当該コンピュータに割り当てる。検疫ネットワーク用の IP アドレスは保護されたネットワークとは IP アドレス体系が異なるため、当該コンピュータが保護されたネットワーク内の装置と通信す

50

ることはできない。当該コンピュータは検疫ネットワーク上でOSやウィルス検出ソフトのアップデートが完了すると、保護されたネットワークと接続可能なIPアドレスやデフォルトゲートウェイIPアドレスが再び割り当てられ、保護されたネットワーク内の装置と通信することが可能となる。

【0008】

また、保護されたネットワークがDHCPを用いる環境でなら適用できるが、IPアドレスを固定で割り振るネットワーク環境では適用することができず、また、DHCPを用いる環境であってもIPアドレスを固定で割り当てた装置に対しては効果がない。

【0009】

さらに、パーソナル・ファイアウォールを利用することができえる。すなわち、保護されたネットワークと接続するコンピュータにあらかじめファイアウォール機能を持つソフトウェアをインストールしておく。当該コンピュータが保護されたネットワークに接続しようとした際は、OSやウィルス検出ソフトのアップデートプログラムが保存された検疫サーバとのみ通信できるよう、パーソナル・ファイアウォールが通信を制限する。アップデートが完了するとパーソナル・ファイアウォールの制限が解除され、保護されたネットワーク内の装置と通信が可能になる。

【0010】

しかしながら、保護されたネットワークに接続する可能性があるコンピュータにあらかじめパーソナル・ファイアウォールのソフトウェアをインストールする必要があり、これがインストールされていない装置に対しては効果がない。

【0011】

本発明の目的は、上記した問題点の少なくとも1つを解決し、可能なネットワーク監視装置、ネットワーク監視方法、ネットワークシステム及びネットワーク監視方法及びネットワーク通信方法を提供することにある。

【課題を解決するための手段】

【0012】

上記目的を達成するために、本発明では、フレームを受信部で受信し、該受信が、検疫対象のノードから送信されたフレームである場合、検疫対象のノードと検疫情報を格納するノードとの通信を妨げず、他のノードについてのネットワークアドレスと前記ネットワークより高い層における相応するアドレスの組合せが含まれないよう演算処理し、送信部からフレームを送信するように構成した。

【0013】

具体的には、イーサネット上のイーサフレームを受信するフレーム受信処理部と、イーサフレームを送信するフレーム送信処理部と、検疫ネットワークに接続する装置に関する情報を蓄える接続可否情報テーブルと、受信したイーサフレームと接続可否情報テーブルからARPフレーム送信を判断する接続可否判断処理部と、接続可否判断処理部からの指示に従いARPフレームを送信するARP応答フレーム生成部と、検疫に必要となるソフトウェアを記憶するOS/ウィルス検出ソフトのアップデートデータ保存部を備える、イーサネットのブロードキャストドメインに接続する監視装置を用い、検疫対象装置からのARP要求に応じてARP応答を送信することで検疫ネットワークを実現したものである。

【発明の効果】

【0014】

本発明によれば、外部から持ち込まれたコンピュータ等のノードに対して、ネットワークのノードへの通信を許可する前に、コンピュータのオペレーティングシステムやウィルス検出ソフト等を適切なバージョンに保つことが可能となる。

【発明を実施するための最良の形態】

【0015】

以下、本発明の実施例を図面を用いて説明する。図1は本発明の検疫ネットワーク方式の実施例1である。本構成例では、イーサネットによる1つのブロードキャスト・ドメイ

10

20

30

40

50

ンからなるネットワーク 104 に、監視装置 100 と、いくつかの装置 101a ~ 101b 、検疫対象装置 103 が接続されている。本実施例では、OS / ウィルス検出ソフトのアップデートデータを保持する検疫サーバを監視装置 100 が兼ねる。

【0016】

図 2 は本実施例における監視装置 100 の構成であり、ネットワーク 104 に接続するフレーム受信処理部 201 , フレーム送信処理部 202 , OS / ウィルス検出ソフトのアップデートデータ保存部 203 , 接続可否判断処理部 204 , 接続可否情報テーブル 205 , ARP 応答フレーム生成部 206 からなる。なお、ARP (Address Resolution Protocol) は、TCP / IP プロトコルにおいて、IP アドレスから MAC アドレスを求めるためのプロトコルのことである。具体的には、自分のイーサーネットアドレスと自分の IP アドレス、そして通信先の IP アドレスの 3 つの組を、ARP 要求として、LAN 上へブロードキャストする。LAN 上の各ノードは ARP 問い合わせのブロードキャストを監視しているので、自分の IP アドレスが指定されていれば、ARP 応答として、パケットに自分の MAC アドレスを入れて応答を返す。この ARP 要求と、ARP 応答によって、IP アドレスから MAC アドレスを得る。なお、MAC アドレスとは、イーサーネットでフレームの送受信を行うための物理的なアドレスであり、世界中で同じ物理アドレスを持つことがないように、すべて異なる固有のアドレスが割り当てられている。また、IP アドレスは、TCP / IP プロトコルを使用しているネットワーク等で、サーバやクライアント、ルータなどのノードごとに割り振られた固有のアドレスであり、通信先の機器を指定するために使われる。

10

20

30

【0017】

図 8 に接続可否情報テーブル 205 の構成を示す。本テーブルはネットワーク 104 に接続するそれぞれの装置に関する MAC アドレス 810 , IP アドレス 811 , ステータス 812 の組からなる。ステータス 812 が接続許可となっている装置間の通信については、監視装置 100 は一切干渉しない。ステータス 812 が検疫対象となっている装置については、当該装置と監視装置 100 との間の通信のみ可能となるよう監視装置 100 が処理を行う。本テーブルにエントリーのない装置は接続を許可しない装置である。検疫対象装置 103 は外部から持ち込まれたコンピュータで、ネットワークとの接続は許可されているが、OS / ウィルス検出ソフトのアップデートが必要であるものとする。検疫対象装置 103 は他装置との通信のため、ARP 要求フレームをブロードキャストで送信する。

【0018】

図 3 に ARP 要求フレームを示す。検疫対象装置 103 が ARP 要求フレームを送信する場合、送信元 MAC アドレス 301 には検疫対象装置 103 の MAC アドレスが、送信元 IP アドレス 302 には検疫対象装置 103 の IP アドレスが入る。宛て先 MAC アドレス 303 には 0 が入る。宛て先 IP アドレスには検疫対象装置 103 が通信しようとする相手装置の IP アドレスが入る。

【0019】

図 4 に監視装置 100 内の接続可否判断処理部 204 の処理フローを示す。処理 401 で受信したフレームのプロトコル種別を判断し、ARP 以外なら処理を終了する。処理 402 で受信した ARP の種別を判定し、ARP 応答なら処理を終了する。処理 403 で受信した ARP 要求の送信元 MAC アドレスが接続可否情報テーブル 205 に接続許可装置として登録されているか判断する。登録済みならば処理を終了する。処理 404 で受信した ARP 要求の送信元 IP アドレスを使用している接続許可装置はあるかを判断する。なければ処理 405 を、あれば処理 406 を実施する。処理 405 では不正装置排除用 ARP 応答 a をブロードキャスト送信することで、たとえば、装置 101a から検疫対象装置 103 への通信を防ぐ。処理 406 では不正装置排除用 ARP 応答 b をブロードキャスト送信する。これは検疫対象装置 103 がすでに他の装置に割り当てられている IP アドレスを使っているケースに対応するためである。すなわち検疫対象装置 103 が ARP 要求を送信することによって当該 IP アドレス宛ての通信の宛て先が検疫対象装置 103

40

50

宛てに書き換えられてしまうが、不正装置排除用 ARP 応答 b を送信することで、当該 IP アドレス宛ての通信を本来の装置宛てに修正する。処理 407 は不正装置排除用 ARP 応答 c を検疫対象装置 103 宛てに送出することで、検疫対象装置 103 が通信相手として ARP 要求を送信した装置の MAC アドレスを監視装置 100 の MAC アドレスで上書きすることにより、検疫対象装置からの通信を監視装置 100 宛てにするためである。

【0020】

図 5 に不正装置排除用 ARP 応答 a を示す。送信元 MAC アドレス 501 には監視装置 100 の MAC アドレスが、送信元 IP アドレス 502 には検疫対象装置の IP アドレスが、宛て先 MAC アドレス 503 には検疫対象装置の MAC アドレスが、宛て先 IP アドレス 504 には検疫対象装置の IP アドレスが入る。

10

【0021】

図 6 に不正装置排除用 ARP 応答 b を示す。送信元 MAC アドレス 601 には通信相手の MAC アドレスが、送信元 IP アドレス 602 には通信相手の IP アドレスが、宛て先 MAC アドレス 603 には検疫対象装置の MAC アドレスが、宛て先 IP アドレス 604 には検疫対象装置の IP アドレスが入る。

【0022】

図 7 に不正装置排除用 ARP 応答 b を示す。送信元 MAC アドレス 701 には監視装置 100 の MAC アドレスが、送信元 IP アドレス 702 には通信相手の IP アドレスが、宛て先 MAC アドレス 703 には検疫対象装置の MAC アドレスが、宛て先 IP アドレス 704 には検疫対象装置の IP アドレスが入る。

20

【0023】

ここで、検疫対象装置 103 が監視装置 100 以外の装置、たとえば装置 101a と通信する場合の動作を図 4 に示すフローと図 15 に示すチャートに従い詳細に説明する。ここでは検疫対象装置 103 は他の装置とは重複しない IP アドレスを持つものとする。装置 101a との通信を開始する前に、検疫対象装置 103 は ARP 要求 1501 をブロードキャスト送信する。このとき、図 3 に示す通信相手の IP アドレス 304 には装置 101a の IP アドレスが設定される。

【0024】

この ARP 要求に対し、装置 101a が ARP 応答 1502 を返す。また、ARP 要求 1501 はブロードキャスト送信のため、監視装置 100 も受信する。監視装置 100 は図 4 に示すフローに従いこのフレームに対する処理を行う。すなわち、処理 401 は ARP であるため処理 402 に進み、処理 402 は要求であるため処理 403 に進み、処理 403 では検疫対象装置 103 の MAC アドレスは接続可否情報テーブル 205 上に検疫対象として登録されているため処理 404 に進む。

30

【0025】

処理 404 では検疫対象装置 103 の IP アドレスは他の装置では使われていないため処理 405 に進む。処理 405 にて、監視装置 100 は図 15 の 1503 に示す不正装置排除用 ARP 応答 a をブロードキャスト送信する。これにより、ネットワーク 104 に接続する装置は検疫対象装置 103 の MAC アドレスとして監視装置 100 の MAC アドレスを記憶するので、検疫対象装置 103 宛ての通信は不可となる。

40

【0026】

さらに、図 4 のフローに従い、監視装置 100 は処理 407 にて図 15 の 1504 に示す不正装置排除用 ARP 応答 c を検疫対象装置 103 宛てに送出する。これにより、検疫対象装置 103 は装置 101a の MAC アドレスとして監視装置 100 の MAC アドレスを記憶するため、装置 101a 宛ての通信は不可となる。

【0027】

次に、検疫対象装置 103 が監視装置 100 との通信を試みる場合の動作を図 4 に示すフローと図 16 に示すチャートに従い詳細に説明する。処理 405 までの動作は上記で説明した動作と違いはない。続く処理 407 で、監視装置 100 は図 16 の 1604 に示す不正装置排除用 ARP 応答 c を検疫対象装置 103 宛てに送出するが、この場合、検疫対

50

象装置 103 は監視装置 100 の MAC アドレスとして監視装置 100 の MAC アドレスを記憶する。つまり、検疫対象装置 103 は正しく監視装置 100 の IP アドレスと MAC アドレスの組合せを記憶するので、監視装置 100 への通信は可能となる。これにより、検疫対象装置 103 は監視装置 100 が有する OS / ウィルス検出ソフトのアップデータを自装置に転送することが可能となり、OS / ウィルス検出ソフトのアップデータを実施することができる。本アップデータが完了したことを確認した上で、接続可否情報テーブル 205 上の検疫対象装置 103 のステータスを検疫対象から接続許可に書き換える。これにより、以後は検疫対象装置 103 も装置 101a ~ 101b と同等に通信することが可能となる。

【0028】

10

以下、実施例 2 について説明する。

【0029】

図 9 は本発明の実施例 2 の構成である。本実施例では、実施例 1 と異なり、監視装置 100 は内部に OS / ウィルス検出ソフトのアップデータ保存部 203 を持たず、替わりにこれらのデータを保持する検疫サーバ 102 を設置する。検疫サーバ 102 の役割は、検疫対象装置 103 からの要求により、OS / ウィルス検出ソフトのアップデータを検疫対象装置 103 へ転送することである。

【0030】

20

図 10 に実施例 2 の場合の監視装置 100 内の接続可否判断処理部 204 の処理フローを示す。なお、ここでは図 4 と異なる部分のみ記述してある。処理 401 ~ 処理 403 までは図 4 と同じである。処理 403 のあと処理 1001 にて受信した ARP 要求の送信元 MAC アドレスが接続可否情報テーブル 205 に検疫対象として登録されているかどうかを判定する。登録されていなければ、図 4 の処理 404 へと進む。登録されている場合は処理 1002 へと進む。処理 1002 では受信した ARP 要求の宛て先 IP アドレスが検疫サーバ 102 かどうかを判定する。検疫サーバ 102 以外ならば図 4 の処理 404 へと進む。検疫サーバ 102 宛てならば処理 405 を実行する。処理 405 にて不正装置排除用 ARP 応答 a をブロードキャスト送信することで、たとえば、装置 101a から検疫対象装置 103 への通信を防ぐ。ただし、このままでは検疫サーバ 102 から検疫対象装置 103 への通信も不可となるため、続く処理 1003 にて検疫装置アドレス修復用 ARP 応答を検疫サーバ 102 宛てに送出する。

30

【0031】

図 11 に検疫装置アドレス修復用 ARP 応答を示す。送信元 MAC アドレス 1101 には検疫対象装置 103 の MAC アドレスを、送信元 IP アドレス 1102 には検疫対象装置 103 の IP アドレスを、宛て先 MAC アドレス 1103 には修復相手の MAC アドレスを、宛て先 IP アドレス 1104 には修復相手の IP アドレスを設定し、修復相手宛てに送信する。

【0032】

40

ここで、検疫対象装置 103 が検疫サーバ 102 との通信を試みる場合の動作を図 10 に示すフローと図 17 に示すチャートに従い詳細に説明する。ここでは検疫対象装置 103 は他の装置とは重複しない IP アドレスを持つものとする。

【0033】

検疫サーバ 102 との通信を開始する前に、検疫対象装置 103 は ARP 要求 1701 をブロードキャスト送信する。このとき、図 3 の ARP 要求フレームの通信相手の IP アドレス 304 には検疫サーバ 102 の IP アドレスが設定される。この ARP 要求により、検疫サーバ 102 は ARP 応答 1702 を送信する。また、ARP 要求 1701 はブロードキャスト送信のため、監視装置 100 も受信し、図 10 に示すフローに従いこのフレームに対する処理を行う。ただし、処理 401 ~ 処理 402 は実施例 1 の処理と同じため説明は割愛する。

【0034】

続く処理 403 では検疫対象装置 103 の MAC アドレスは接続可否情報テーブル 205

50

上に接続許可としては登録されていないため処理 1001 に進む。処理 1001 では検疫対象装置 103 の MAC アドレスは接続可否情報テーブル 205 上に検疫対象として登録されているため処理 1002 に進む。処理 1002 では受信した ARP 要求の宛て先 IP アドレスは検疫サーバ 102 であるため処理 405 に進む。処理 405 にて、監視装置 100 は不正装置排除用 ARP 応答 a 1703 をブロードキャスト送信する。これにより、ネットワーク 104 に接続する装置は検疫対象装置 103 の MAC アドレスとして監視装置 100 の MAC アドレスを記憶するので、検疫対象装置 103 宛ての通信は不可となる。続く処理 1003 で監視装置 100 は検疫装置修復用 ARP 応答 1704 を検疫サーバ 102 宛てに送出する。このとき、宛て先 MAC アドレス 1103 には検疫サーバ 102 の IP アドレスが設定される。これにより、検疫サーバ 102 は検疫対象装置 103 の MAC アドレスとして正しい MAC アドレスを記憶するので、検疫サーバ 102 と検疫対象装置 103 間の通信が可能となる。よって、検疫対象装置 103 は検疫サーバ 102 が有する OS / ウィルス検出ソフトのアップデートデータを自装置に転送することが可能となり、OS / ウィルス検出ソフトのアップデートを実施することができる。これに続く動作は実施例 1 と同様である。
10

【0035】

以下、実施例 3 について説明する。

【0036】

図 12 は本発明の実施例 3 の構成である。本実施例では、実施例 2 とは異なり、検疫サーバ 102 はルータ 106 を介した別ネットワーク 105 に接続される。ルータ 106 はこれを通過する IP パケットに対し条件によりフィルタリングする機能を有するものとする。フィルタリング機能そのものは従来から存在する一般的な技術である。
20

【0037】

図 13 にルータ 106 のフィルタリング設定テーブルの例を示す。フィルタリング設定テーブル 1301 は、条件となる送信元 IP アドレス 1302、および、宛て先 IP アドレス 1303 と、その条件を満たす IP パケットに対するアクション 1304 からなる。本実施例では、ネットワーク 104 から別ネットワーク 105 へ向けてルータ 106 を通過する IP パケットに対し本フィルタを適用する。その設定値は、送信元 IP アドレスには検疫対象装置 103 の IP アドレスを設定する。検疫対象装置が複数ある場合は検疫対象装置 103a ~ 103c のように複数のエントリを作成する。宛て先 IP アドレスには検疫サーバ 102 以外を条件として設定する。アクションは廃棄を設定する。
30

【0038】

また、本実施例では、検疫対象装置のデフォルト・ゲートウェイとしてルータ 106 のネットワーク 104 側 IP アドレスを設定する。

【0039】

図 14 に実施例 3 の監視装置 100 内の接続可否判断処理部 204 の処理フローを示す。なお、ここでは図 10 と異なる部分のみ記述してある。処理 401 ~ 処理 1001 までは図 10 と同じである。処理 1001 のあと、処理 1402 では受信した ARP 要求の宛て先 IP アドレスがルータ 106 かどうかを判定する。ルータ 106 以外ならば図 4 の処理 404 へと進む。ルータ 106 宛てならば処理 405 を実行する。処理 405 にて不正装置排除用 ARP 応答をブロードキャスト送信することで、たとえば、装置 101a から検疫対象装置 103 への通信を防ぐ。ただし、このままではルータ 106 から検疫対象装置 103 への通信も不可となるため、続く処理 1403 にて検疫装置修復用 ARP 応答をルータ 106 宛てに送出する。
40

【0040】

ここで、検疫対象装置 103 が検疫サーバ 102 との通信を試みる場合の動作を図 14 に示すフローと図 18 に示すチャートに従い詳細に説明する。ここでは検疫対象装置 103 は他の装置とは重複しない IP アドレスを持つものとする。検疫サーバ 102 との通信を開始する前に、検疫対象装置 103 は ARP 要求 1801 をブロードキャスト送信する。
50

このとき、図3のARP要求フレームの通信相手のIPアドレス304には検疫対象装置のデフォルト・ゲートウェイとして設定されたルータ106のIPアドレスが設定される。このARP要求により、ルータ106はARP応答1802を送信する。また、ARP要求1801はブロードキャスト送信のため、監視装置100も受信し、図14に示すフローに従いこのフレームに対する処理を行う。ただし、処理401～処理1001は実施例2の処理と同じため説明は割愛する。続く処理1402では受信したARP要求の宛て先IPアドレスはルータ106であるため処理405に進む。

【0041】

処理405にて、監視装置100は示す不正装置排除用ARP応答a 1803をブロードキャスト送信する。これにより、ネットワーク104に接続する装置は検疫対象装置103のMACアドレスとして監視装置100のMACアドレスを記憶するので、検疫対象装置103宛ての通信は不可となる。続く処理1403で監視装置100は検疫装置アドレス修復用ARP応答1804をルータ106宛てに送信する。このとき、宛て先MACアドレス1103にはルータ106のMACアドレスが、宛て先IPアドレス1104にはルータ106のIPアドレスが設定される。これにより、ルータ106は検疫対象装置103のMACアドレスとして正しいMACアドレスを記憶するので、ルータ106と検疫対象装置103間の通信が可能となる。検疫対象装置103から検疫サーバ102宛てのIPパケットがルータ106を通る際、フィルタリング設定テーブル1301と比較される。この例では、送信元IPアドレスが検疫対象装置103、宛て先IPアドレスが検疫サーバであるので、IPパケットはルータ106を通り、別ネットワーク105へ、さらに検疫サーバ102に到達することができる。よって、検疫対象装置103は検疫サーバ102が有するOS／ウィルス検出ソフトのアップデートデータを自装置に転送することが可能となり、OS／ウィルス検出ソフトのアップデートを実施することができる。これに続く動作は実施例2と同様である。

【0042】

次に、検疫対象装置103が別ネットワーク105に接続する検疫サーバ102以外の装置と通信する場合の動作を詳細に説明する。この場合も、前記の検疫対象装置103と検疫サーバ102間の通信同様、ネットワーク104内での検疫対象装置103の通信相手はルータ106のため、たとえ宛て先が検疫サーバ102以外の装置であったとしても、監視装置100は検疫対象装置103とルータ106間の通信を許可する。しかし、ルータ106のフィルタリングテーブル1301との比較において、宛て先IPアドレスが検疫サーバ102以外であるためIPパケットは破棄される。よって、検疫対象装置103が別ネットワーク105に接続する検疫サーバ102以外の装置との通信は不可となる。

【0043】

本実施例によれば、検疫ネットワーク機能をサポートする専用のスイッチングハブは不要であり、また、一般的なリピータ・ハブを用いても検疫ネットワークを構成できるので、既存のネットワークのハードウェア構成を変更する必要がない。また、DHCP環境においても固定IPアドレス環境においても同様に動作するので、既存ネットワーク環境を変更する必要がない。さらに、すべての端末に対するパーソナル・ファイアウォールなどの専用ソフトウェアのインストールも不要であり、より簡便に検疫ネットワークを実現することができる。

【図面の簡単な説明】

【0044】

【図1】実施例1のシステム全体構成図。

【図2】監視装置の構成図。

【図3】ARP要求フレームの説明図。

【図4】実施例1の監視装置の動作を示すフローチャート。

【図5】検疫対象装置への通信が不可となるよう監視装置が送信するARP応答1。

【図6】検疫対象装置への通信が不可となるよう監視装置が送信するARP応答2。

【図7】検疫対象装置からの通信が不可となるよう監視装置が送信するARP応答。

10

20

30

40

50

【図8】接続可否情報テーブルの構成。

【図9】実施例2のシステム構成図。

【図10】実施例2の監視装置の動作を示すフローチャート。

【図11】一部の装置に対し、検疫対象装置への通信が可能となるよう監視装置が送信するARP応答。

【図12】実施例3のシステム構成図。

【図13】ルータのフィルタリング設定テーブル。

【図14】実施例3の監視装置の動作を示すフローチャート。

【図15】実施例1において検疫対象装置が監視装置以外の装置との通信を試みた場合のチャート。

【図16】実施例1において検疫対象装置が監視装置と通信する場合のチャート。

【図17】実施例2において検疫対象装置が検疫サーバと通信する場合のチャート。

【図18】実施例3において検疫対象装置がルータを経由し検疫サーバと通信する場合のチャート。

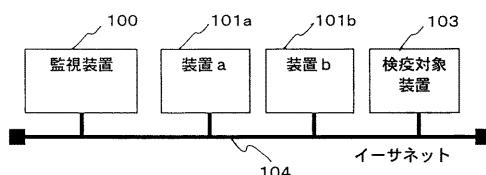
【符号の説明】

【0045】

100...監視装置、102...検疫サーバ、103...検疫対象装置、104...監視装置や検疫対象装置が接続するネットワーク、105...ルータを介した別ネットワーク、106...ルータ、201...フレーム受信処理部、202...フレーム送信処理部、203...OS/204...接続可否判断処理部、205...接続可否情報テーブル、206...ARP応答フレーム生成部。

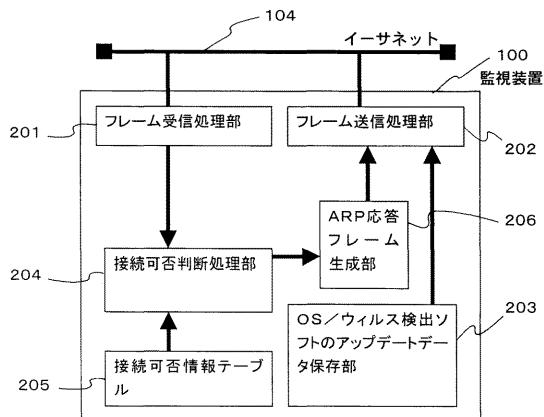
【図1】

図1



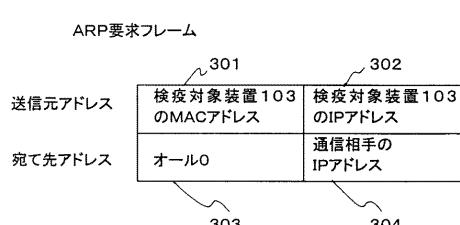
【図2】

図2

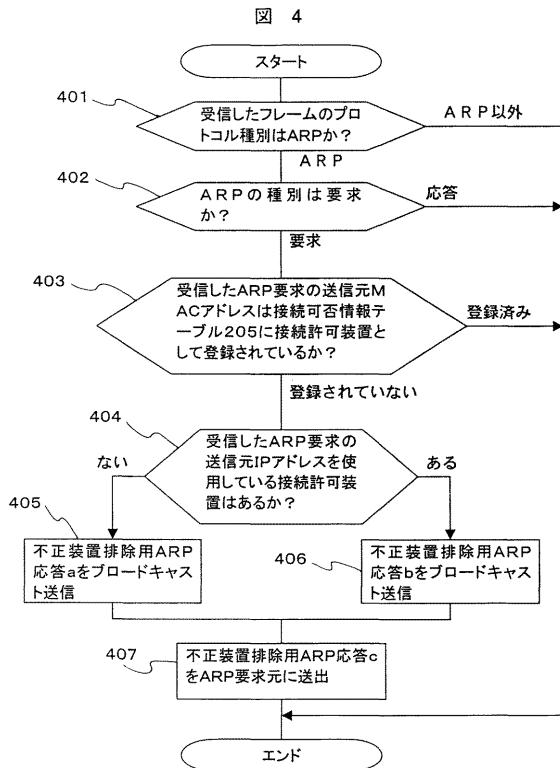


【図3】

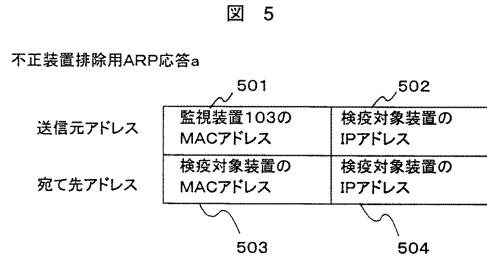
図3



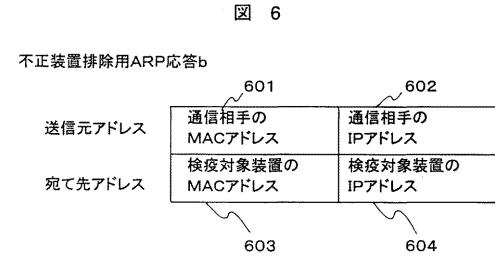
【図4】



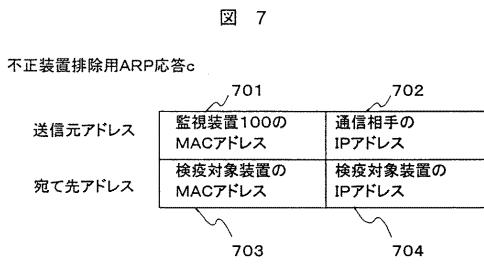
【図5】



【図6】



【図7】



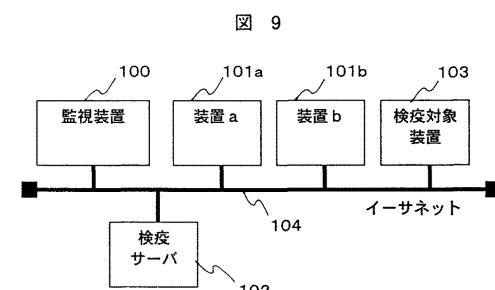
【図8】

図8

接続可否情報テーブル205の構成

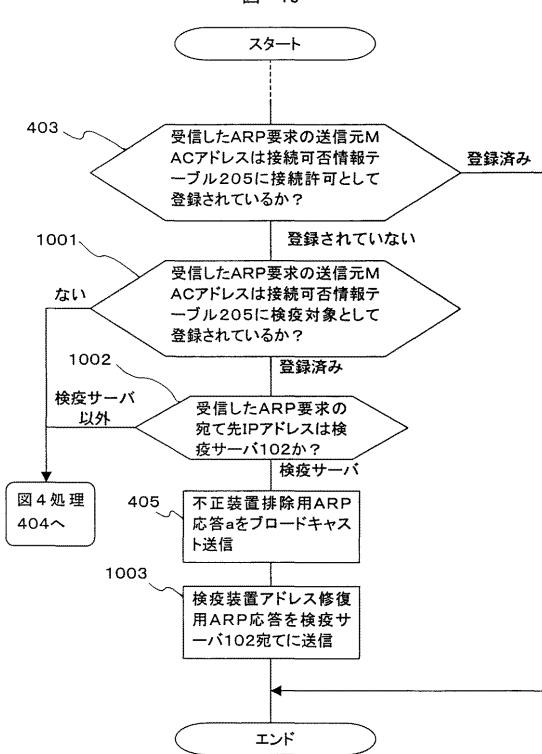
	MACアドレス	IPアドレス	ステータス
装置101a	MAC801	IP804	接続許可
装置101b	MAC802	IP805	接続許可
検疫対象装置103	MAC803	IP806	検疫対象

【図9】



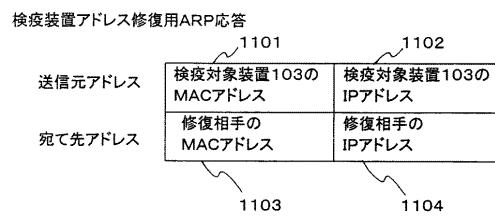
【図10】

図10



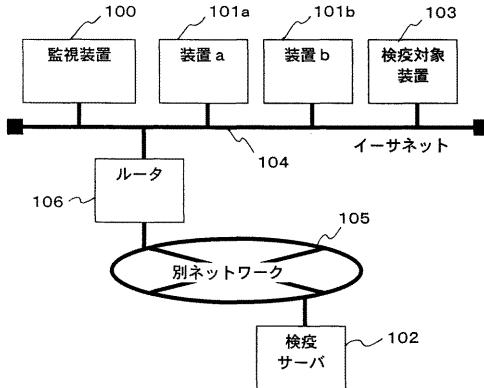
【図11】

図11



【図12】

図12



【図13】

図13

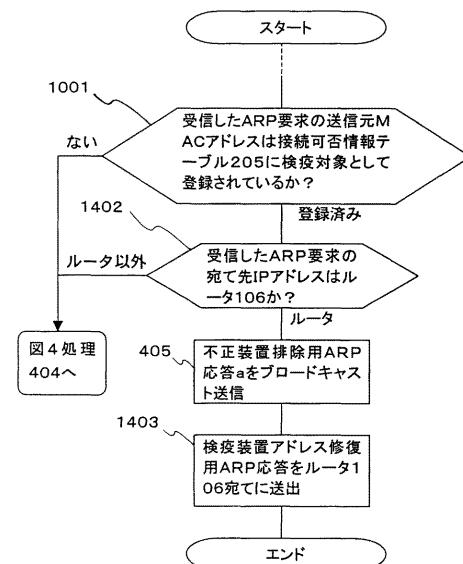
ルータ106のフィルタリング設定テーブル

ルータ106のフィルタリング設定テーブル

送信元IPアドレス	宛て先IPアドレス	アクション
検疫対象装置103a	検疫サーバ以外	廃棄
検疫対象装置103b	検疫サーバ以外	廃棄
検疫対象装置103c	検疫サーバ以外	廃棄

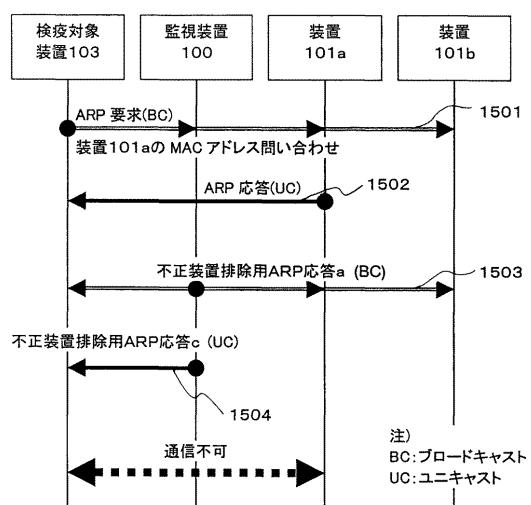
【図14】

図14



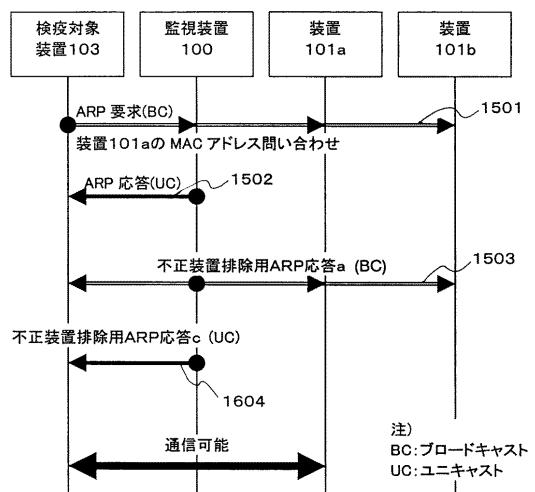
【図15】

図15



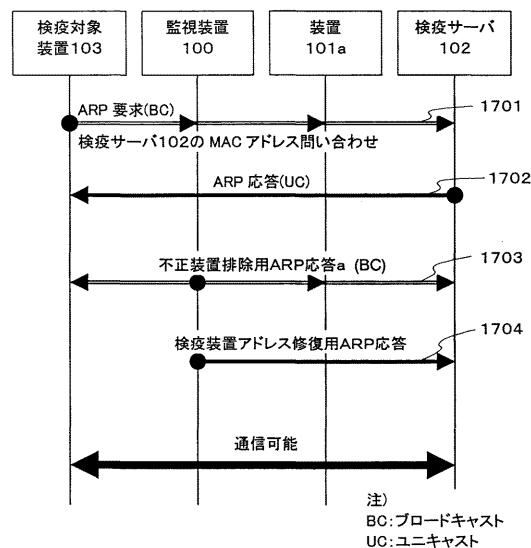
【図16】

図16



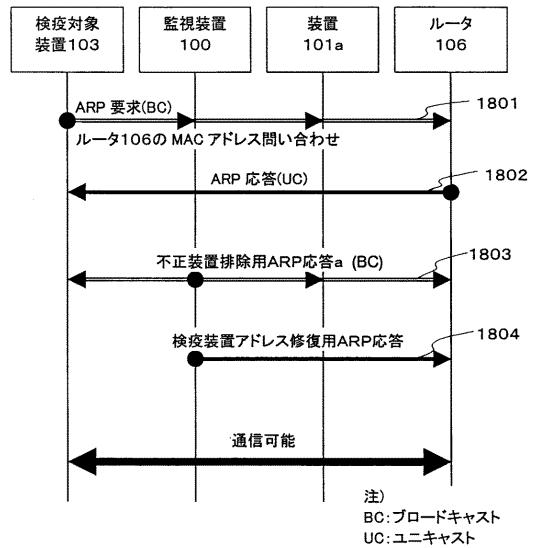
【図17】

図17



【図18】

図18



フロントページの続き

(72)発明者 足達 芳昭

茨城県日立市大みか町五丁目 2 番 1 号
テム事業部内

株式会社日立製作所情報制御システム

(72)発明者 外岡 秀樹

茨城県日立市大みか町五丁目 2 番 1 号
テム事業部内

株式会社日立製作所情報制御システム

(72)発明者 鴨志田 弘司

茨城県日立市大みか町五丁目 2 番 1 号

株式会社日立ハイコス内

(72)発明者 武富 浩二

茨城県日立市大みか町五丁目 2 番 1 号

株式会社日立ハイコス内

F ターム(参考) 5B089 GA32 KA17 MC01

5K030 GA15 HA08 HD03 JA10 KA05
5K032 AA08 BA08 CC10 CD01 DA01 DA06 DB28 EA07
5K033 AA08 BA08 CB01 CB08 DA01 DB12 DB16 DB20 EA07